

○議長 横尾 武志君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

おはようございます。通告書に基づいて一般質問をいたしますが、今回も件数が 5 件もあります。また、きょうは櫻井先生お越しいただきまして、十分な時間をとれないかも知れませんが、よろしく申し上げます。

まず、皆様方に配付しておりますこういう A 3 のものがありますが、これは平成 25 年 9 月 15 日号のものをコピーしてきております。このことについて質問をしていくわけですが、もう担当課長さんには十分にこの件についてはごらんになっているだろうと思いますし、私としてもこの特別養護老人ホームの件については、数えてみますと 5 回ないし 6 回やっておるようです。それで、25 年度の件については、さまざまな形で質問をし、回答をいただき、その中でどうしてでも町としても、はっきりとした回答をもらえないということは、私自身も厳しいところを苦しいところがあるということがわかるから、25 年度については、もう今回は行わないつもりでおります。

ところが、この 9 月 15 日号を見たときに唖然としまして、ここに書いてありますように、広報あしや 9 月 15 日号の記事は、町の失政を打ち消すために都合のよい内容にすりかえている。都合の悪いものは隠して、そしてすりかえて町を正当化した内容であると私はそう断定しますし、また町民の多くの方から、これをもう一回、この広報に対するあり方について追及すべきではないかという意見も出ておりました。そういう意味で、きょうはこれを 1 番目に上げたいと思います。

この文面は誰が書いたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

私の起案でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

その中で、この文面を見て訂正すべきであったとか、誤解を招くものがあつたとか、これは間違いであったとかいうようなものはありませんか。

○議長 横尾 武志君

平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのような認識はございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

わかりました。

この文面を見まして、文章を見て、国語的に見て、なぜ左の 24 年度の不採択となるのか。これは 25 年度の不採択というふうに考えます。これは、福岡県高齢者保健福祉計画（第 6 次）における整備計画というのは、これは平成 24 年度につくられてますね。平成 24 年、25 年、26 年の 3 カ年にかけて 80 床を枠というわけですから、この 24 年度というのは、これは私は 25 年度というふうを書くべきものである。

というのは、その左の 2 段目は、26 年度の整備事業の公募を求めます。じゃあ、25 年はどこに行ったかと。これ、25 年の不採択ということになると思うんですね。これは、24 年度につくられた福岡県高齢者保健福祉計画、第 6 次は 24 年度です。ところが、それを 24 年度 80 床、これが申請者が 2 者いたけれど、これが応募者がいなかったということ。25 年度は 2 者あったけれど、1 者を選んで、結局は不採択になった。対象にできなかったから、25 年度 26 年度は今度のことですよ。これ、24 年度ではなくて、25 年度ではありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、24 年度の不採択につきましては、これは 24 年度に公募を行ったということで書いております。それで 26 年度整備事業者ということで、こちらは 26 年度整備するというので、25 年度公募を行うという意味ですので、間違いという記述ではないと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、誤解を招く内容ではないんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

誤解を招かれた方がおられればそういったことになるかと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

では、一切問題はないということですから。

では、番号を打ってますが、1 番、誹謗中傷するビラがまかれているなどという、この誹謗中傷ということが3カ所にわたってあるわけですけれど、この誹謗中傷というのは、どういう定義に考えておられるんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

誹謗中傷とは、根拠のない事実で他人をおとしめるなどをすること。町内に頒布されたビラ等であって、官製談合を初めとした記載。こういう事実に基づかないこと、根拠のないことなどの内容が該当するというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

誹謗中傷ビラというのは、間違いなくそういうような定義だと思います。

さて、そういう間違い得る誹謗中傷のビラとはどういうものかということで、私は開示請求しましたところ、特別養護老人ホーム申請の疑惑を追及する会とか、NPO法人ニューオンブズマンのビラ、それから医療法人慶愛優、芦屋はまゆうなど上げておられます。ほかにもあると思いますが。きょうは、そういう、何が誹謗中傷かということは問いません、時間もありませんし。

ただし、この疑惑を追及する会の責任者の2人に対して、昨年、町は業務妨害として警告書を発出して、弁護士費用10万5,000円を支払ってますね。この件は、疑惑を追及する会が、町長に対して公開質問状を2回提出し話し合いを求めたのですが、町長も副町長も会わず、2回目の交渉に対しても公開質問状を提出したにもかかわらず、回答さえしなかったと。それどころか、町はこの疑惑を追及する会に対して、業務妨害であるとして警告書を発出しております。

このことについては9月議会で、これは、私は公金の支出乱用ではないかということで、さきの9月議会の24年度一般会計の決算認定については反対し、指摘しました。そして、9月

平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

15 日号には、このような誹謗中傷したビラという文言を 2カ所も使って、これらの団体を逆に誹謗中傷しているのではないかと、逆にそういう感じがいたします。

この疑惑を追及する会とか NPO 法人の皆様と話し合いを持たれたことはあるんですか。この方々は町内の方なんですよね。事実に基づかない、そういうことを書いてあるというふうに町が思うならば、そういう方と話し合いを持って、事実確認や団体の言い分を聞く必要があるのではないですか。それを開かずして、話し合いをせずして、どうして誹謗中傷だというような言い方で広報に出されるんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今言われた団体の方々は、昨年、福祉課のほうには何度も来られました。その際には、お話しもさせていただきました。したがって、今、妹川議員が言われてる、お話し合いの申し込みを、いろいろ申し出をされたということに対しては、私どもは何度も対応させていただいております。そして、その中で事実でないこと、そういったことも記載されておる、そのことについては説明なり、ご注意を申し上げたことはございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

そういうようなことであるならば、こういう広報を、9月15日号を出す前に話をされたんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは出す前、出しますよということでお話はしておりません。それ以前の来ていただいたときのお話は、やりとりはたくさんさせていただいておりますけども、これを出すからというようなことでお話はしてませんし、私どもがお尋ねしたときには、それに対する考え方も述べられるだけで、私どもとしては、ちょっと受け入れられる内容ではないということは当時のやりとりの中ではございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

②のところは、議会の一般質問で説明しているとおり、町の審査や手続には問題はありませんでした。左のほうの②のところも、指摘もありましたが、町の役割である書類審査や選考に問題はありませんでした。こういうふうな書き方で、これは芦屋町は全く審査についても書類選考についても、何ら問題はありませんでしたということなんですよね。そういうことであれば、⑦に、結果的に福岡県によって整備の対象としないとされ、24年度の特養の整備決定は実現しませんでした。これは25年度と思いますけれど、そういうふうに対象とされなかったのか。町が問題のない、そして第三者委員会による審査された全く問題のないのが、なぜ結果的に不採択に対象とされなかったのか、非常に疑問に思います。これについては、もう時間がありませんので。

それで、④をちょっと見ていただきますと、地元の同意や隣接地権者の手続について問題にしたものです。これは町での選考を終え、福岡県へ書類を提出した後に同意を撤回したことに端を発したのです。これはどういう意味ですか。同意を撤回したことに端を発したものですというのは、どういうことでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この意味につきましては、選定委員会での選定、それから答申に基づいた町での選定を終えて、同意者の撤回が提出されました。そういう意味での端を発したという説明でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

三軒屋地区に予定されてたところの土地の周辺の地権者は7名です。保育所がありますね、それから地主の方が隣にありますね。ほかに5名おられますね。3名の方は、最初から反対をなさっておられます。2人の方が同意をしておられましたが、1人は同意を撤回する、ところがまた同意をするというような方がおられました。もう1人の方は同意はしていたけれども、いわゆる字名が間違っている、山鹿でありながら芦屋となっている。そして県に行って、このことについてはおかしいではないかと、私文書偽造ではないかというような形で言われた方、いわゆる4名の方がおられますが。

私はこの文章から見ると、そういう同意を撤回したことを端に発しているというふうに言われるけども、そうじゃないでしょ、あなたが11月9日に、そういう不備な、不適切な応募書類を受け付けたことから端に発してるんじゃないやありませんか。つまり、何のことかといいますと、字名

平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

が違ってるということ、それから隣接地主さんが反対している、そのためにみなし同意書をつくっている、分筆して。通りもしないような水路、そして通学道路もちゃんと 3 メーター近くの道路があるのに分筆をした。そして、それを、なりすまし同意書なるものを受理したことから端を発したんじゃないですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと妹川議員にお話。これ通告書はまず 1、文面は誰が書いたのか、2、記事の内容について問う、今、妹川議員がいろいろ聞かれてるの、この大きい項目の 2 について言われてますが、今の水路の問題、結局同意の問題とか、これちょっと順序立てて質問していただかないと、ちゃんとルールがございまして、議長、その辺よろしくお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

これ、同意を撤回したことに端を発したじゃなくて、いわゆる福祉課が応募書類を受け付けた 11 月 9 日にあなたのミス、また、わからなかった、そういうことから端を発しているんじゃないかと。これ、関連質問ですよ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、受け付けに関してなんですけども、これは何度も説明してきましたとおり、県に確認しながら受け付けしておりますので、どの同意書が必要かというのは、それは確認の上で必要な書類が整ってるということで受け付けております。

それから、ミスした書類の受領ということを言われますけども、受領した時点というのは形式的な書類を受け取ります。そして、その後、受領した後にさまざまなチェックをしていく中で、そして一つ一つ、間違いがあれば確認していく、そういった事務をやっておりますので、その中で字名というものを確認した、事業者にも確認して、これはこうこうこういう理由でということ、次は 2 番目の答弁内容になりますけども、内容を事業者を確認して受領したものであって決して、ミスというふうな考えは持っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今、町長のほうから、この 9 月 15 日号から離れてるんじゃないかというご指摘ですけど、この一般質問の中には、2 番目に 25 年度特別養護老人ホームの不採択についてというのがありますので、この辺と重複するところがあるものですから、ここに飛んだ部分がありますので、そういう形で進めていきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、じゃあ一問一答方式は取り下げてください。従来どおりにやってください。いいですか。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい、わかりました。

じゃあ、そういうことで、例えば 5 番目、町として、既に町の手を離れて、福岡県の審査の段階にあったため、福岡県が判断するものであると判断しました。これ、おかしいと思いませんか。これは、プレゼンテーションはいつありました。それから、意見書の提出日はいつでしたか。意見書の県の締切日はいつでしたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

11 月の 22 日が選定委員会だったと思います。それから、提出日が 23 日というふうに記憶しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

プレゼンは 22 日、意見書の提出日は 11 月 22 日と私は判断しております。そして、意見書の県の締切日は 11 月 30 日ではないだろうかと考えてますが、プレゼンがあった日に、選定委員会から町長への答申日が 11 月 22 日なんですよね。そして、また意見書を提出したのが 11 月 22 日、同じ日なんですよ。

では、26 年度、26 年でのプレゼンの日はいつでしたか。そして、町長が県に意見書を出したのがいつですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

プレゼンテーションにつきましては10月の31日だったというふうに、ちょっと記憶をしております。それから、広域連合に提出したのが11月の11日でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私はこんなにプレゼンがあって、答申を出して同じ日、意見書を出すのも同じ日、去年は11月の22日。今年度26年度は約10日以上も意見書を出すのがあるわけですよ。ゆっくり審議されると思うんですけど。これが福岡県の、既に町の手を離れていたというところが非常に微妙なところなんでしょうけど。

私は、この同意を撤回したことに端を発しておりますということですけど、隣接地主の3人の方、最初から理由があって反対している人たちは、この去年の11月の20日前後、どのようになっているということがわからないわけですね。自分たちは同意してないんですから、書類出してないんですから。なのにプレゼンテーションが始まるということを知った地主さんは、そこで初めて、自分たちをのけものにした形で同意書が出てということがわかったわけ、字図を見て。

そのときに、私は質問しました。11月9日の日に、あなたはそういう字図が分筆されている、それから同一名義人であるということもわかっていましたと、だったら、その時点で何で応募書類を受け付けたのかと。そうしますと、もう県のほうに上げていましたからとか、そういう言い方をされるでしょ。だから、あなたのミスじゃないのかと、あなたが不適切な書類を受け取ったんじゃないかということで、この文章が同意を撤回、これは同意を撤回したことに端を発しててではなくて、あなたがそういう応募書類を受け付けたことに端を発したんじゃないかということが、もう町民の中でもわかってる人はいるわけですよ。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その件につきましては、先ほど説明しましたとおり、そうではないということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、そういう中で地元住民といいましょうか、隣接地主の4名の方が、そういう回答でありますから、じゃあ県庁に行って、そして実態を話して、芦屋町のそういう不適切なやり方、そ



平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

して分筆のこと、それからなりすまして同意を出されてしまって、自分たちは地主でありながら地主として扱われていないということを陳情されたわけですね。そのことによって不採択になったというふうに考えております。じゃあ、このことについては課長が全く問題のないと、この文言については何ら問題はないということです。24年度についても、これは25年だと思えますよ。

つまり、私は思うには、やはり広報というのは誰のものかと。これは福祉課のものでもないし、町行政のものでもありません、町民のためだと思ってるんですけど。やはり公平で事実に基づいた、そして事実をゆがめて真実を隠すような広報ではいけないと思うんです。いかがですか。

今、私が思うには、この記事は信頼性と信用性を損ねた内容であり、そして今日まで公的な情報を、長年にわたってきた信頼性を失墜したものであるとこういうふうに思います。いかがでしょう、今後、文面検討委員会等を設置して第三者機関をつくって、そして検討していく、そういうお気持ちはありませんか。そのことが広報あしやや信頼回復につながるものと思います。いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私のほうからお答えさせていただきます。

まず、いろいろ、この広報につきまして、妹川議員るる、自分のお考えは結構でございますが、お考えはお考えとして民主主義のルールでございますんで結構でございます。ちょっと私、手元に誹謗中傷のビラというのがなかったんで、今、副町長が持ってた。ちょっと読みましょうか。

○議員 4番 妹川 征男君

もう私は……。

○町長 波多野茂丸君

いやいや、私が読みます。

○議員 4番 妹川 征男君

中身のことについては……。

○町長 波多野茂丸君

芦屋町政は利権に群がる一部議員と町長とで動いているとか、9月の定例議会、暗躍の真相が暴露されたと。これが誹謗中傷のビラでないと思われるかどうか。そういうことによって善意ある住民の皆さん方が非常に動揺される。真実、結局、私も妹川議員に何回もお話ししてますよね。この特別養護老人ホーム、これ芦屋町の住民の人がもう待ってるわけですよ。それで議会でも議決していただいて、議長ともども、何とか一番最初に手を挙げたわけでございますよ。そうい

う中で、いろんな誹謗中傷のビラが、もう最初から出回っておるわけでございます。

言ってますように、これは介護事業である。介護事業とは何。これは福岡県が、小川知事にかわりまして、1床につき350万円の補助金出すと、80床やから2億8,000万円、事業者に入るわけですね。これ、別にボランティア事業ではない、介護事業なんですね。我々行政が1事業者に対していろんな便宜を図るとか、隣地の反対があったから隣地の方に賛成してくれとかいうようなこともできない。それから自治区の同意も、まさにそうであります。行政としては常に中立でなければならぬわけでございます。そこでいろんな動きをされたという事実が、町のほうにたくさん来ております。反対してくれとか。そういうことは妹川議員も既に、私は周知の上で今のような発言をされておると思っておるわけでございます。

だから、これは福岡県が、今の補助金等々の関係で決定するわけで、いつもお話ししておりますように県の委託を受けて、そして書類の審査、チェックをし、わからないところは県に相談をして、一つ一つ丁寧に担当課長が処理しておることでもあります。

で、こういう広報というのはそういうような、1回目から、ずっと今も出ておるようでございますが、ビラが出回っておりますので、真実を住民の方にお知らせする責務というものが行政にありますので、この広報が出たんだと思っております。

次、いろいろ出るようなことがあれば、第二弾、第三で広報に出させていただきます。このことははっきり申し上げさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

さまざまな、県政でも国政でも町政でも、やっぱり執行部が出されるいろいろな問題について、町民の皆さんは、そういう怪文書なり出ることもあるでしょうし、団体名も出てるわけですから、そういうことで一々税金を使って、広報の税金を使って、そういうことをすべき内容かなと思うわけですよ。そんなの、うっちゃっとけばいいじゃないですか、逆に言えば。そういうような、税金を使ってまでやるわけ、いけませんよ。おかしいと思いませんか。私はそう思います。

（「会報もそうでしょう」と呼ぶ者あり）

じゃあ、もう話します。私の会報、私の議員としての言論の符ですから、それは私の考えを出すことついて、何ら問題がありますか。（「いいえ、ありません。」と呼ぶ者あり）なら、それでいいです。

次に行きますが、この9月議会における2番目です。これについては、もう時間が余りありませんので飛ばしていきますけれど、申し訳ありません。

これは、（4）に、分筆が適当か否か——先ほど町長も言われましたが——県と常に適宜調整

平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

した上で、県の考え方をお聞きした上で受理したと副町長は回答されましたけど。いかがですか、この分筆したところの 3 カ所、現地に行かれましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現地のほうには、事業予定地のほうには全部行っておりますので、申請があったところは確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

水路はこの議会日より、今度のここにありますが、9 月議会の私の一般質問の写真がありますが、ここには水路がありますが、この水路に、1 メーターぐらいの水路ですよ。そしてここは、2 メーターのくいが打っておられますから、このくいが道路安全の通学路の安全対策ということなんです。おかしいと思われませんでしたか。この通学路の安全対策ということで事業者が説明したわけでしょうけど、その時点で現地に行っておかしいと思わなかったかということですよ。それを、ただ書類だけを見て、県と便宜調整した上で、県の考え方をお聞きした上、受理したということですけど、その時点で 11 月 9 日に受理したときに現地に行きましたかと聞いてるわけ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

11 月 9 日時点で受理した際には、現地のほうには赴いておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、プレゼンが 11 月 22 日にあったわけですけど、その間に行かれましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

プレゼン、事業者の選定前には、事業用地の確認ということで出かけております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、現地にもプレゼンの前に行かれたということですが。

先日、通りもしないような水路についても、そういう分筆したということについて、先日、また県に問い合わせしました。またそんなこと言ってるんですか。私、前も言ったじゃないですか。そういうことについては、一切分筆については、またそういう分筆された土地が同意書が出てるなんて、そういう質問を受けたことは一切ありませんということをつけ加えておきます。

実際、そうでしょう。この写真、見てくださいよ。これで、今言った通学路の安全対策として分筆していいんですか。おかしいじゃありませんか。この写真を見た人たちから、私に、電話が入りますよ。こんなことで分筆して、これが同意書として出たのかと。地主さんからも出ましたね。そういう点で、私は今の福祉課に対しては、やはり職務専念義務違反ではないかと、そういうことを前回 9 月議会でお話をしたところです。

あとの何点か、まだありますが、これについては省略させていただきます。申し訳ありません。

26 年度特別養護老人ホームの公募、審査の結果について。

町への応募締め切りが 10 月 11 日、プレゼンが 10 月 31 日、福岡県介護保険広域連合への提出期限が 11 月 11 日であったと思います。話を聞くと、何者応募したかというのは、2 者であるというふうに聞いておりますので結構です。

それで、地元事業者を選出してほしいと 2,380 名を超える陳情書が提出されているが、選定委員会や町長は、この陳情書をどのように取り扱われたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

陳情書は第 3 回目の選定委員会で審議されております。選定委員会としては、陳情書が提出されたことは確認させていただいた上で、審査を行う選定基準とはかかわりがないことを申し合わせています。

ただし、提案内容が甲乙つけがたいときは考慮することも考えられるとの意見が提案されております。

陳情書が住民の方々の思いであるということは承知しております。事業者の選定をお願いした選定委員会は、町民が一番幸せになるための事業計画を選定する責務を負っているとともに、中立、公正であって、かつ独立した第三者機関でございます。このことから事業者の選定について

平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

は、選定委員会の答申に基づき行っております。

なお、今回の事業者の選定も審査表を用いるまでもなく、審議の上、全委員の一致で事業者の選定を行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

この署名簿は我が家にも入りましたので、家内が署名はしております。ほかの方々も署名をされた方もおられると思いますが、この世話人代表というのは、もうご存じのように前々町長さんです。それから、さまざまな区長さんとか元組合長さんとか、そういう世話人代表 10 名の方が名前を上げておられますが、著名な方々です。有識者の方々です。こういう方々が署名をされたということですが、やはり柏原区が区として同意をされているということで、区民の皆様方が中心になって顔の見える事業者に期待をしているからこそ短期間で集められこれが町内に波及したのではなかろうかと思っております。

それで、私が思うには、そういう発起人の方々、代表者の方々や署名を回っておられる方と、また柏原地区の皆さん何人かと話をしましたが、やはり玄界灘と響灘が、高台にありますから見えます。そして柏原漁協や堂山が見渡せるというところであると、景観は本当に申し分ないですね。

そして津波対策にもなるわけですが、いろいろな資料を見てもみると、認知症の入所者を介護するグループホーム、小規模多機能を兼ねた地域密着型介護施設ということで、地域住民の方、特に柏原地域の方々には、ぜひこういう海の見えるところ、景観のいいところで入所したい、ないしは家族の人たちの願いがある。そして、そこの施設が地域のイベントを通して非常に共感を受けているというような思いの中で、みずからの名前を出して、そして署名を始められたわけですね。そういうことについて、いかがでしょう。選定委員会の中で説明をされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今議員がいろいろ言われたんですが、そういったことは陳情書の提出の際には詳しく述べられておりませんので、説明するすべはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

その地域住民の方々は、やはり芦屋町で長年生活した方々が多いと思うんですね。そういう海が見える施設に入所できることは大変な喜びであると、そういう期待されて署名をされたようですね。そういうのが選定委員会の皆さんや町長に、どれだけ受け入れられたのかなというふうに、残念でたまりません。

それからもう一つ、昨年の 25 年度もそうでしたけれど、山鹿地区は鉱害復旧跡地であるということが、図面を見せて、ここで話ししたと思うんですね。そしてあそこの大君区のところにあるであろうところが、遠賀川から近いところですから、そしてあそこが相当な量を、砂や石を投げ込んでおるといふふうに聞いてます。現に私呼ばれまして、あそこの隣接地主の、4 軒、5 軒ぐらい離れてるところの方に話があるから来てほしいということで行ったんですが、あの前くらいに 4 軒ほど新しい家が、2 年か 3 年ほど前にできたようです。

その建設業者が、あそこを基礎固めのためにコンクリートを流し込まなくてはなりませんから、流し込みをするために掘ってたら、石がごろごろ出てきたと言うんですよ。大変な作業で、もうけにならなかったというような形で非常に悔やまれてたということを知りました。恐らく今度の予定地である芝ノ元というんですか、あそこについてもそういうことが起こり得る可能性があるよと、そういうことを心配を言われておりました。つけ加えておきます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、今の発言は大君区の区民が聞いたら怒りますよ。そういう発言をされると、あそこに家を建てた人は、もういつひっくり返るかわからんとか、そういう疑念を持たれてあなた訴えられますよ、そんなこと言ったら。いいんですか。

○議員 4 番 妹川 征男君

私は、昭和 47 年、50 年、六十何年、4 回にわたって農業団体や鉱害復旧組合の方々が、その当時の町長や県に対して、それに基づいて今話しております。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

妹川議員の陳情書の件で、選定委員会や町長はどのように取り扱ったかという設問でございまして、選定委員会の取り扱いについては所管の課長が述べましたので。私にもとということでございますので、この通告書どおり、ルールに従いまして、私のほうからお話しさせていただきたいと思えます。

先ほども申しあげましたように、これは介護事業である。箇条書き的に言いますと、県がいわゆる事業主である、県が決めることであるということで、県の募集要項に従ってやるわけござ

## 平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

います。県の募集要項は介護事業者、限定しておりません。北は北海道から南は沖縄まで、全国どうぞ手を挙げてくださいという、大げさに言えばそういうことであろうかと思っておるわけでございます。このことは地域を問わないで、新たに社会福祉法人の設立を予定する者であれば応募することができる、この要項は、もう大前提になってるわけですね。

結局、陳情の趣旨というのは、今、妹川議員が言われました。趣旨の内容については、よく理解しておるわけでございますが、公募の前提が地域を限定してないということから、そしてまた選定委員会も、先ほど福祉課長が話しましたように、こういうふう二千何名のいわゆる陳情書が出てますよという説明をした上で、選定委員会の方もよくこれを理解した上で選定していただいたわけでございます。

で、福祉課長が言いましたように、これの審査を行う選定基準とはかかわりがなく、これは自分たちは芦屋町民が一番幸せになるための事業計画を選定する責務を負っているとともに、中立公正であってかつ独立した第三者機関であるからということで、これ、ちょっと福祉課長からも聞きますと、万が一、例えば甲乙つけがたいということであれば、その辺はしんしゃくしましようということについてはついでるわけです。結果的には、この専門委員の皆さん、それから芦屋町の各団体から1名ずつ出られて選定委員会の方、満場一致で1事業者が決まったという経緯があるわけでございます。

もう一つ、つけ加えます、その中でもお一人でも反対があるというならば、それは結局評価表というか、点数をつけてやろうというところまでやったわけでございます。だから、この第三者委員会の方が満場一致で決まった事業者ということでございますんで、これは本当に署名……。

これ、じゃあ別の方が違う形で署名を集めたら、署名集め合戦でそういうことが決まっていいいのかということになるんじゃないかと思えます。行政にはいろんなことがございますよね。例えば病院の話でも、反対、反対という署名が3,000集まりました。これは町民の声やないかというような。我々は、議員も同じように、このことは病院のことも、もう何年も費やして審議して、何のための議会があるのかと。やっぱり議員の皆さん方は選挙で選ばれ、そして結局、住民の方の代弁者であろうかと思っておるわけでございます。

だから、そういうことも気持ちは、皆さん、いろんな形でわかるわけでございますが、やはり世の中にはルールというものがあります。それに向かって粛々とやっていくというのが行政の責務でございます。そのことは十分、妹川議員も、今後ご理解賜りたいと思えます。

### ○議長 横尾 武志君

妹川議員、時間がないからね。せっかくあなたは病院長出席を願っるので。この前も監査か何か出席願って、監査に一言もしゃべらせんで終わりましたので。病院長、来ておりますので。

### ○議員 4番 妹川 征男君

## 平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

町長の答弁、全くそのとおりだと思いますが、この審査項目の中に 7 点、8 点あるんですけど、「周辺状況と施設配置、施設が地域とのつながりを継続することができる」とか、「日照や騒音等の施設環境に配慮してる」とか、非常に清閑としたすばらしい高台だし、見晴らしもいいところじゃないですか。そういう対象にもなるわけですね。それから、地域住民との同意状況、地域住民及び隣接地権者の同意の状況という形で、この中では的確に適合してるのではないかと。署名簿がどうのこうじゃないんですね。署名簿がどうのこうじゃなくて、署名簿に書かれてる内容が、この中で、残念ながら、これは今言われたようなことで取り扱われなかったのかなと思うから、残念だなと思ってるわけですから、それだけです。そういう何もかにも署名をして賛成じゃ反対じゃということではありませんから。そこ辺は認識しておりますんで。

櫻井先生申し訳ありません。あと 1 2 分ぐらいしかありませんけど、患者さんたちも先生をお待ちだろうと思うんですけど。それで、次に行かせてもらいます。4 番目、芦屋町立新病院の住民説明会。4 番と 5 番も重なるところがありますから、ダブるかもわかりません。

住民からの疑問や意見、または提言はどのようなものであったかということで、大変ご苦労かける中で二十何カ所回られて、きょうの今井議員の一般質問では、約 4 0 0 名近くの方々が参加していただいたというような、4 4 2 名でしたっけ、そういうことであります。

今現在、私はパブリックコメントのものを持ってます。これは近々、インターネットで公にされるでしょうけど。それから、住民説明会についても、1 1 月 2 0 日までの分が出ております。これを見てみますと、先ほどの今井議員の質問に対しては理解を得たものと考え、この住民説明会をしたことによって住民の理解を得たものと考えとおっしゃったんですね、事務長が。

でも、これを、今のパブリックコメントがかなりあります。全部で 2 8 項目あります。そういうことを見たときに、これ、ずっと分析しまして本当に理解を受けられたのかなというふうに思いますし。その中で意見もありましたし提言もありましたが、何か受け入れられるようなものがありますか。

### ○議長 横尾 武志君

病院長。

### ○病院長 櫻井 俊弘君

議会にお呼びいただいてありがとうございます。今回いただいたご意見、ご質問の主な内容というのを、ちょっとご紹介しておきますが、医師の確保に関する事、診療科に関する事、救急医療に関する事、院外処方に関する事、財源に関する事、最後に交通アクセスに関する事ということがメインでございます。その都度、ご説明をして理解を深めていただけたものというふうに考えております。この意見については、病院の経営陣のほうでもしっかり検討していきたいというふうに思っているところです。



以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私が見る限りでは、町の考え方が出ておりますが。私、はまゆう団地に行きましたし、それから中央公民館の説明会に行きました。その中で、こんなふうに意見の概要と町の考え方をきれいに整理されてあるので大変だっただろうなというふうに思ってるわけですが。

これは今井議員の質問で、町長は1月の時点で基本計画を、またはつくったものを議会に報告するというので、それはそれで前進ではしておるでしょうけれど、やはり普通、こういう住民説明会であって、それに対するいろいろな意見を承って、それをこういうふうに町の考え方を出したら、もう一回返して。というのが、やっぱり誤解をされてる方、それから勘違いをされてる方、またこの回答を見て町の考え方を知って、もう一度聞いてみたいという膝詰めでやられるということが、やはり行政側から、町の病院ですから、地元の方々に丁寧に説明していく。区ごとにやるのは大変ですから、やはり3カ所ぐらいでも、こういうようなパブリックコメントを地域住民の意見で、町としては、病院としてはこういうことを考えていくということをなさったらどうですか。そして、そういう基本計画を策定していく、そういうお気持ち、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

もう一度、住民のご意見を改めて聞いたらどうかというご意見でございます。違うんですか。

○議員 4 番 妹川 征男君

違います。もう一度ご意見を聞くということじゃなくて、こういう町の考え方を、やはり周知徹底してもいいと思うんですよ。そういう形で、こういうような意見が上がりよって、町の考え方はこうなんですよということで、皆様方が誠意を持って、説明を3カ所ぐらいでいいですからやったらどうですかと。これが今、今井議員が言われるように住民に理解を求めていくという、その誠意ですよ。誠意を求めていったらどうでしょうかと。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今の、ちょっとわからないんですが。今、基本計画の素案の説明を芦屋町全区、それから中央公民館、山鹿公民館やりました。その前もやりましたよね、その前。これをもう一回やったらどうかという質問なのかどうか。多分、副町長が答えようとされてるのは、それをして基本計画を

平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

つくった上での結局説明だと、私も解釈しておりましたが。ちょっと、その辺が違う。その辺な  
んですかね、どうなんですかね。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私は基本計画ができれば、もうそういう方向で行くだろうと思うんですよ。だから、1月の中  
で、我々議員に基本計画を作成されたものができ上がってくると思いますが、今、町の考え方を  
もう一度、その3カ所でいいですから、皆さん方にこういう意見が出てたけど、こういうふうな  
考え方でございますよということで、もう一回、話というか、皆さん方の町や病院側の姿勢を出  
していく、そういう必要があるんじゃないかと。

なぜかといいますと、例えば今現在、私たちがこの病院の問題について議会で問題が明らかにな  
っていったのは、23年の12月に事業検討委員会でしょ。そして、それから経営検討委員会、  
それから議会による調査、議会調査委員会、特別委員会ですね。これ、わずか1年半ぐらいです  
か。46億円という大変な財源を通して、23年の12月から始まった事業が、わずか3カ月間  
で答申を出される。そして経営検討委員会の設置も、わずか4カ月間で答申が出される。そして  
建てかえという場所も、決まるのが去年の11月と。何だか矢継ぎ早に、拙速過ぎるんじゃない  
かと思うわけですよ。

この際、先ほど言われた27年に過疎債という期限があるから、それを逆算してやってきた事  
実があるかなと思ってるんですね。だから、私はこれ、見切り発車的な状況になる中で、町民の  
皆さんが患者さんですから、1人でも患者さんをふやすためには、この問題についてはもう一度  
各地区とは言いません。各3カ所に、それを皆さん方に納得していただくというか、それを理解  
をしていく、理解を求めていく、そういう作業が町行政として必要ではないかこういってます。  
そして、その後、いわゆる基本計画を出されたらいかがでしょうかと言ってるんです。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

足かけ4カ月、9月の下旬から今月まで、各自治区を回りまして本当に多くの意見をいただい  
ております。今後は、この意見を、今井議員のこともありますが、きちんと私ども検証してい  
かなければならない。もう一回やれという話は、これだけの多くのご意見が既に来ておりますの  
で、それは特に必要ないかと思っております。ただ、問題は、この寄せられた意見をきちんと私  
どもは検証しなければならない。それは、特に必要だと思っております。その中で皆さん方に、町長  
も言われましたが、きちんとした計画を示しますよと。我々はその検証した内容も、議会の皆さ

平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

んにも、それから住民の皆さんにも公表していかなければならない、このように思っております。

だから、今後はきちんとそれを検証した中で、改めて基本計画の素案でなくて、基本計画というものをつくり上げていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

次は病院計画の中で、私ははまゆう団地の中で、また中央公民館で出された中で、アクセスに関することと、それから薬局に関するところがあるわけで、私も薬事課とか厚生労働省やらにちょっと電話して聞いてみたわけですけど。薬局については別に院内でも構わないのですよと。ただ、薬漬けの状況がありましたから、その病院がそういう薬漬けにしないような形で進めていけばいいわけであって、何も薬事課ですか、そういうところが院外にしないということではありません。それは病院の考え方でしょうというようなことがありました。そういう意味では、また公道に面したところにするということであれば、はまゆう団地では、この病院は優しくない病院ではないかというような発言も 2 回ありましたね。だから、こういうバリアフリーとか高齢者の皆さんの立場から考えれば、私は院内でもいいんじゃないかということを考えてます。そういう住民の声ですね。

それからもう一つ、独立行政法人化することによって医師の確保が一番の大事なことでしょけど。これも総務省のガイドラインの責任者の方に聞きましたけど、本当に病院を確保したければ、各自治体で給与体系を変えればいいじゃないですかとこうおっしゃったんですよ。私たちは全員協議会でもこの場でも、先ほどのもそうですけど、先生確保のためには、給与体系を変えるためには独立行政法人化するべきだとかいうような回答がありましたけど、私は唖然としたんですよ。それは、ここで条例で変えればいわけですよとこうおっしゃったんですけども、この 2 点についていかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

時間が余りありませんので。院外調剤の件については、やはりどうしても検討していかないといけないというふうに思っております。それと医師の確保の問題と独立行政法人に関しては、いわゆる確保した医師によって収入をどう考えるかということが、かなり個別の事情がいっぱい出てきますので、それで条例で決めるというのは大変難しいかなというふうに思っております。いろいろインセンティブとか、そういう能率給とか、そういうものを効率的にやるためには、どう

平成 25 年第 4 回定例会（一般質問）

しても小回りがきく判断が必要だというふうに私は考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。